

1. 東大阪市合理的配慮提供支援助成制度の目的

障害者差別解消法では、市役所や会社、お店等が障害を理由に不当な差別をすることが禁止されており、過度な負担のない範囲で合理的配慮の提供が義務付けられております。合理的配慮の提供とは、障害のある人が生活をするうえで、障害特性や困りごとに對する配慮を求めた場合、必要な変更や調整、工夫等を行うことです。

本事業では、東大阪市内における飲食、物販、医療などの不特定多数の人が利用できる事業者に対して、合理的配慮にかかる環境の整備に要する費用の一部を助成するとともに、事業者が障害についての理解を深めるために措置を講ずることにより、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

また、合理的配慮にかかる環境の整備を自費で賄うことが難しい事業者に対して、公金をもって支援することが、広い視点で市民生活の向上と、福祉課題の解消に寄与する事をもって、公益に資するものとしてこの制度があります。

2. 合理的配慮提供支援助成制度の要点

① 障害者の取り巻く住環境のバリアフリー化をいっそう促進することを目指す

本制度の基本理念は、障害者の方が取り巻く住環境のバリアフリー化を支援することにあります。そのため、本市における飲食、物販、医療などの不特定多数の人が利用できる事業者に対して、合理的配慮にかかる観点から、環境の整備に要する費用を助成することで、誰もが住みよいまちを目指します。

② 事業者に対して、障害の理解について学ぶ機会の実現

助成制度を申請する事業主は、広く一般を対象とした障害の理解に関する検定（ユニバーサルマナー検定）を受講していただき、障害について学ぶ機会を実現し、合理的配慮について学んでいただきます。検定を終えたうえで、助成金を交付する仕組みです。

3. 申し込みについて

東大阪市内における飲食、物販、医療などの不特定多数の人が利用できる事業者に対して、合理的配慮にかかる環境の整備に要する費用の一部を助成するものです。

制度の利用は、備品購入費、工事施工費の各上限を満たす限り申請は可能です。

助成金は対象となる費用の2分の1（千円未満切り捨て）となります。消費税及び地方税は補助対象外経費となります。

また、次の表のとおり、各助成に対して助成限度額が設定されています。

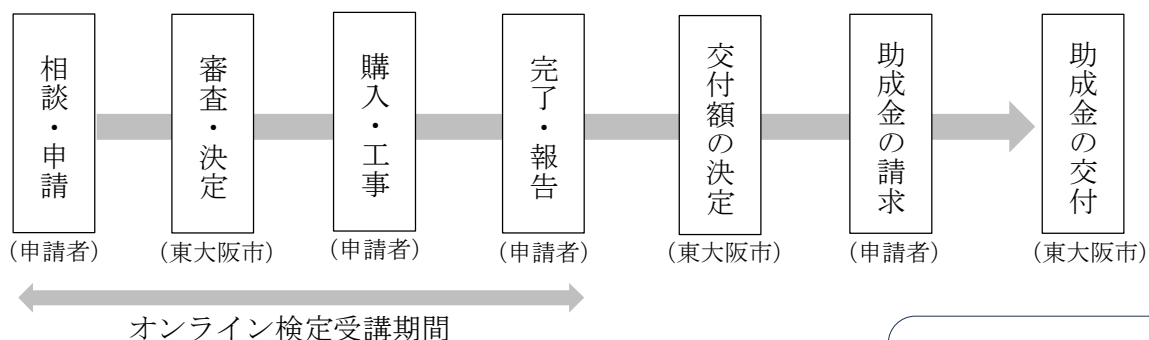
合理的配慮提供支援助成制度の対象経費および限度額

対象経費	摘要	助成率	助成限度額
(1) 備品購入費	合理的配慮が容易に提供できるようにするための備品の購入に要する費用。 長期間、使用することを想定された物品であり、消耗品は除く。 (例) 筆談ボード、音声拡張器、折り畳み式スロープ、視覚障害者誘導用シート、杖ホルダー、滑り止めマット、ローカウンター、高さ可動式テーブル 等	対象経費 の 100 分50	50,000円
(2) 工事施工費	合理的配慮が容易に提供できるようにするための工事の施工に要する経費。 合理的配慮の提供を目的とした設置・改修に伴うものに限る。 (例) スロープ、手すり、車椅子昇降機、多機能トイレ、スライド式ドア 等	対象経費 の 100 分50	100,000円

※備考

- 対象経費に消費税額が含まれる場合、補助対象外経費として補助金額を算出する。
- 備品購入費及び工事施工費の一部について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられている建築物においては、助成対象としない。また、工事施工費は合理的配慮の提供を目的とした設置・改修に限る。建築物の新築・増築・改築に伴う施行工事費については助成対象としない。
- 政治・宗教活動に係る経費、その他、公序良俗に反する等、社会通念上助成することが好ましくないとされる経費と判断した場合、支給対象外となります。

4. 申請から交付までの流れと申込方法



市ウェブサイトに掲載している申請書を、障害施策推進課へ提出してください。

申請は備品購入前、工事施工前のものに限りです。

すでに購入した、契約し支払った経費については対象外となります。その他の詳しい情報は、市ウェブサイトに掲載しています。

市ウェブサイト QR コード

